

## 再生利用個別指定業指定の審査基準

(令和7年1月20日改正)

**第1条** 再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物（以下「対象産業廃棄物」という。）であること。ただし、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空き瓶類及び古纖維。）であるものを除く。

**第2条** 申請書について、次の事項に適合すること。

- (1) 2部（正本、写し）そろっていること。
- (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれがないこと。
- (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
- (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。

**第3条** 次の個別指定に係る基準に適合するものであること。

申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。

(1) 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号イに規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」の適用については、省令第9条の2第2項第10号で定める書面にて申し立てること。ただし、申請時の聞き取りや立入検査等で精神の機能の障害のおそれが判明した場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果などの「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」

（診断年月日、病院又は診療所等の名称・所在地、医師名及び当該医師の押印があるもの。（3か月以内に発行されたものに限る。））の提出を求める。

(2) 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

ア 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合  
イ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、政令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）

エ 法第7条第5項第4号ニに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反して廃棄物の過積載を行うなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

キ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しないと認められる場合

## 2 対象産業廃棄物の再生輸送を業として行おうとする場合

- (1) 対象産業廃棄物の排出事業者、再生活用業者又は再生利用事業者からその運搬委託を受ける計画であること。
- (2) 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が法第14条第5項第1号に掲げる基準に適合すること。
- (3) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

## 3 対象産業廃棄物の再生活用及び処理を業として行おうとする場合

- (1) 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受ける計画であること。
- (2) 再生活用及び処理の用に供する施設及び申請者の能力が法第14条第10項第1号に掲げる基準に適合すること。
- (3) 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
- (4) 再生活用及び処理が営利を目的としないものであること。
- (5) 再生活用及び処理の過程において生じる産業廃棄物を適切に処理できること。
- (6) 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立さ

れており、かつ、その取引関係に継続性があること。

(7) 再生活用及び処理において生活環境保全上の支障が生じないこと。

第4条 前条までの例による他、次の事項に留意すること。

- (1) 当該再生利用個別指定については、豊田市長による指定であることから、市外にて発生した産業廃棄物の処理及び市外にて再生活用を行う事業に対して、再生運搬業は対象外となること留意すること。
- (2) 公共工事等に伴う建設汚泥等の再生利用個別指定の取扱については、公共工事により発生した建設汚泥及びその中間処理したものに限り適用されること。また、その再利用についても公共工事のみとしその工事仕様書に記載がされていること。
- (3) 土砂等から砂利・砂を製造する過程で発生する汚泥の取扱いについては、用途が埋め戻し材となっていること。ただし、瓦原料、陶土などへ利用については「土砂等から砂利・砂を製造する過程で発生する汚泥の取扱い」ではなく、一般の再生利用個別指定とすること。
- (4) 豊田市廃棄物再生利用個別指定規則第3条第2項第20号の規定中、「その他市長が必要と認める書類及び図面」について再生利用業の場合次のとおり。
  - ア 再生品が適合するべき日本産業規格その他これに準ずる規格等を記載した書類。
  - イ 再生品に係る試験結果（コーン指数、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素、溶出水の水素イオン濃度及び溶出水の化学的酸素要求量）の分かる書類。
  - ウ 再生品の取引価値を記載した書類（再生品の譲渡価値のほか、名目を問わず処理料金に相当する金品、再生品の運送費等の諸経費を併せて記載すること）。
  - エ 再生品の使用の方法を記載した書類（埋め戻し材の再生利用にあつては、埋め戻しの施工計画及び施工管理の方法）。
  - オ 再生品を使用に供する場所の付近見取り図。